

◎新潟県告示第1182号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和45年6月19日新潟県告示第773号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸高千漁港（北立島地区）海岸

2 指定区域

基点1から基点5までを順次結んだ線及び基点1と基点5とを結んだ線により囲まれた区域。

基点6から基点10までを順次結んだ線及び基点6と基点10とを結んだ線により囲まれた区域。

基点11から基点14までを順次結んだ線及び基点11と基点14とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 佐渡市北立島1109番地2に設置された標柱

基点2 基点1の地点から15度25分02秒19.131メートルの地点

基点3 基点2の地点から311度25分33秒159.577メートルの地点

基点4 基点3の地点から207度56分44秒16.224メートルの地点

基点5 基点1の地点から120度09分05秒147.415メートルの地点

基点6 佐渡市北立島1344番地に設置された標柱

基点7 基点6の地点から37度34分54秒25.149メートルの地点

基点8 基点7の地点から299度46分41秒103.995メートルの地点

基点9 基点8の地点から247度28分33秒57.529メートルの地点

基点10 基点6の地点から101度09分39秒142.416メートルの地点

基点11 佐渡市北立島1343番地に設置された標柱

基点12 基点11の地点から37度34分48秒28.483メートルの地点

基点13 基点12の地点から300度13分32秒82.463メートルの地点

基点14 基点11の地点から119度46分42秒99.629メートルの地点

3 変更年月日

令和3年10月29日